

報告第 2 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提訴について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	訴訟遂行の方針
1	平成 30 年 8 月 30 日	足立区本木在住者	足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金及び利子) 1,023,205 円の支払 (2) (1)の元金に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
2	平成 30 年 8 月 30 日	埼玉県草加市在住者	足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金及び利子) 1,114,070 円の支払 (2) (1)の元金に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
3	平成 30 年 8 月 30 日	青森県つがる市在住者	足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金及び利子)450,822 円の支払 (2) (1)の元金に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
4	平成 30 年 8 月 30 日	福岡県福岡市在住者及び千葉県市川市在住者	足立区は、応急小口資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金) 120,000 円の支払 (2) (1)に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
5	平成 30 年 8 月 30 日	新宿区中落合在住者	足立区は、応急小口資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金) 270,000 円の支払 (2) (1)に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。

訴えの提起調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	訴訟遂行の方針
6	平成 30 年 8 月 30 日	港区麻布十番在住者 及び葛飾区白鳥在住者	足立区は、応急小口資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金) 300,000 円の支払 (2) (1)に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
7	平成 30 年 8 月 30 日	墨田区堤通在住者	足立区は、応急小口資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金) 150,000 円の支払 (2) (1)に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
8	平成 30 年 8 月 30 日	江東区潮見在住者	足立区は、災害援護資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対し、次のとおり東京簡易裁判所に訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金及び利子)649,676 円の支払 (2) (1)の元金に対する遅延損害金の支払 (3) 訴訟費用の支払	弁護士を訴訟代理人と定め、訴訟を遂行する。
9	平成 30 年 8 月 30 日	足立区柳原在住者	足立区は、応急小口資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対して東京簡易裁判所に行った支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てがあったことによる民事訴訟法第 395 条の規定によりみなされる訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金) 40,000 円の支払 (2) (1)に対する遅延損害金の支払 (3) 申立て手続き費用及び訴訟費用の支払	足立区職員を指定代理人と定め、訴訟を遂行する。
10	平成 30 年 8 月 30 日	荒川区荒川在住者	足立区は、応急小口資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対して東京簡易裁判所に行った支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てがあったことによる民事訴訟法第 395 条の規定によりみなされる訴えの提起をする。 (1) 未償還金(元金) 115,000 円の支払 (2) (1)に対する遅延損害金の支払 (3) 申立て手続き費用及び訴訟費用の支払	足立区職員を指定代理人と定め、訴訟を遂行する。